



移 住 応 援 で ん き

低 圧 特 別 約 款
(料 金 表)

2025 年 4 月 1 日 実施

 北陸電力株式会社

本 則

1 附帯契約種別

この低圧特別約款（料金表）の移住応援でんき（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、移住応援でんきといたします。

2 適用対象

お客さまがこの料金表の適用を希望され、次のいずれにも該当する場合で、当社との協議が整ったときに適用いたします。

- (1) 当社の指定する低圧特別約款（料金表）の契約種別のいずれか（以下「他の料金表」といいます。）により電気の供給を受けていること。
- (2) お客さまの需要場所が当社の指定する地域（以下「指定地域」といいます。）のいずれかであること。

なお、指定地域は、当社のホームページに掲載いたします。

- (3) お客さまが指定地域以外から指定地域へ移住され、その移住日が 2024 年 1 月 1 日以降であること。

なお、当社は、指定地域への移住を確認するため、お客さまから住民票の写しを提出していただきます。また、移住日は、住民票の写しに記載されている転入日といたします。

- (4) 低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）、低圧特別約款（料金表）および要綱以外のその他供給条件（以下、あわせて「要綱等」といいます。）以外の適用を受けていないこと。

また、2025 年 4 月 1 日以降、この料金表および低圧特別約款（料金表）の企業復興応援でんきの適用を受けていないこと。

3 契約期間

契約期間は、この契約が成立した日から、4（料金の適用）に定める終期までといたします。

4 料金の適用

5（料金）は、原則として、この契約が成立した日の直後の検針日（この契約が成立した日と検針日が同日の場合は、この契約が成立した日といたします。）からその1年目の日が属する月の検針日の前日までに使用される電気にかかる料金に適用いたします。

なお、新たに電気を使用されるお客さまについては、「この契約が成立した日」を「需給開始の日」と読み替えるものといたします。

5 料 金

各月の料金は、他の料金表によって算定された基本料金、基本使用料金または最低料金および電力量料金の合計（最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）から、この料金表以外の料金表によって算定された割引額を差し引いたもの（以下「割引対象額」といいます。）に(1)によって算定された金額（以下「移住応援割引額」といいます。）を差し引き、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

(1) 移住応援割引額

移住応援割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

移住応援割引額 = 割引対象額 × (2)の割引率

なお、割引対象額の算定上、他の料金表によって算定された電力量料金は、燃料費調整額を差し引きまたは加える前の金額といたします。

(2) 割引率

割引率は、他の料金表ごとに次のとおりといたします。

契 約 種 別	割 引 率
使っておとくライトまたは従量電灯ネクストの場合	10.0%
季節別時間帯別電灯[夜間 12 時間型]または eco シフトチェンジの場合	2.0%

6 契約の解約または廃止

- (1) お客さまからの申込み内容に、虚偽または不正があったと認められる場合、当社はこの契約を解約いたします。
- (2) (1)によりこの契約を解約する場合、解約する日の属する料金の算定期間に使用する電気にかかる料金については、原則として移住応援割引額は適用いたしません。また、この場合、契約期間に適用した移住応援割引額の合計金額をお客さまから申し受けます。
- (3) この料金表の適用は、1 お客さま（同一世帯のお客さまを含みます。）につき 1 回に限るものとし、転居等によりこの契約を廃止した場合は、原則として、再適用はいたしません。

7 そ の 他

- (1) この料金表の申込受付期間は 2026 年 3 月 31 日までといたします。
- (2) 3（契約期間）に定める契約期間終了後の料金その他の供給条件は、その時点における電気需給契約によるものといたします。
- (3) 当社は、要綱等の変更にともない、民法 548 条の 4 の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の低圧特別約款（料金表）の移住応援でんきによります。
- (4) この料金表に定めのない事項については、要綱等によるものといたします。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2025年4月1日から実施いたします。